

「日本原燃株式会社における核燃料物質加工事業の変更許可申請書（MOX 燃料加工施設）に関する審査書（案）」に対する意見

生活協同組合パルシステム神奈川
理事長 藤田順子

私たちパルシステム神奈川は「^{いのち} ^{いつく}生命を愛し、自立と協同の力で、心豊かな地域社会を創り出します」を理念とし、安心して暮らせる社会をつくるために神奈川県内で事業活動を行なっております。当組合では、県内外の産地と産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを目指しています。エネルギー分野では、パルシステムグループとして2011年に起こった東京電力福島第一原子力発電所の事故を重く受け止め、未来の世代への責任と地球環境全体への責任を自覚し、2012年に「エネルギー政策」を制定しました。「減らす」（省エネルギーの推進）、「止める」（脱原子力発電）、「切り替える」（再生可能エネルギーの普及）を柱として掲げ、再生可能エネルギーの普及などの事業・活動に取り組んでいます。

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下 福島第一原発）事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染されました。事故発生から10年が経過しようとするいまなお、5万人近い人々がふるさとを離れて避難することを余儀なくされています。被災地に限らず各地でさまざまな社会的分断は、甚大な経済的、精神的影響を及ぼしており、完全な収束はまったく見通せていません。

そのようななか、原子力規制委員会は10月8日、「日本原燃株式会社における核燃料物質加工事業の変更許可申請書（MOX 燃料加工施設）に関する審査書（案）」の審査結果として「適合しているものと認められる」との判断を示しました。そもそも再処理事業は、1989年に事業申請されて以来、長期間に渡り完成時期が延期されています。建設費用も当初計画では約7,600億円とされていましたが、現在は4倍に膨れ上がり約3兆円とされています。一方で、「核燃料サイクル」のもうひとつの要であった高速増殖原型炉「もんじゅ」は2016年12月に廃止（廃炉）が決定されました。これらの重大な事実経過から、「核燃料サイクル」の今後について日本国民の重大な関心事とすべく、幅広い論議を徹底すべきです。

私たちは持続可能な社会をめざし、日本全国の生産者とともに「たべる」と「つくる」をつなげ、「ささえあう」地域づくりを広め、これまでの様々な既成概念から「きりかえる」ことで次世代に平和な社会と環境を手渡したいと考えています。福島第一原発事故を決して忘れてはいけない教訓とし、二度と日本国民に甚大な影響を及ぼす原子力災害を招くことがないよう、前提として「核燃料サイクル」からの速やかな撤退を強く求め、審査書案に以下意見します。

1. 従来の想定を超える規模の自然災害の複合的な発生を評価すべきです。

審査書案における「Ⅲ設計基準対象施設 Ⅲ-3 地震による損傷の防止、Ⅲ-5 津波による損傷の防止、Ⅲ-6 外部からの衝撃による損傷の防止」（16～90ページ）では自然現象等に対する再処理事業所の安全性確保について、過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定に限界があり、気象災害についても近年は従来の想定を超える規模の現象が頻発しています。このような想定外の自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や再処理事業所構内の移動支障、外部交通の途絶などにより所期の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。

福島第一原発事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、特に再処理事業所においては従来の想定を超える規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価すべきです。

2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対し、再処理事業所の耐久性を確保すべきです。

審査書案における「Ⅴ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」（188～192ページ）では、大規模損壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみ評価されており、大規模損壊を生じさせないための対策が考慮されていません。

同様の懸念に対しての考え方として、2017年に実施された柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に関するパブリックコメントへの「御意見に対する考え方」で「武力攻撃事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講じることとしています」とのみ回答されています。しかし、特に再処理事業所の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に甚大な影響を及ぼすことから、再処理事業所の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保すべきです。

以上